



総務省の迷惑メール対策

平成 17 年 5 月 10 日
総 務 省

「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」について

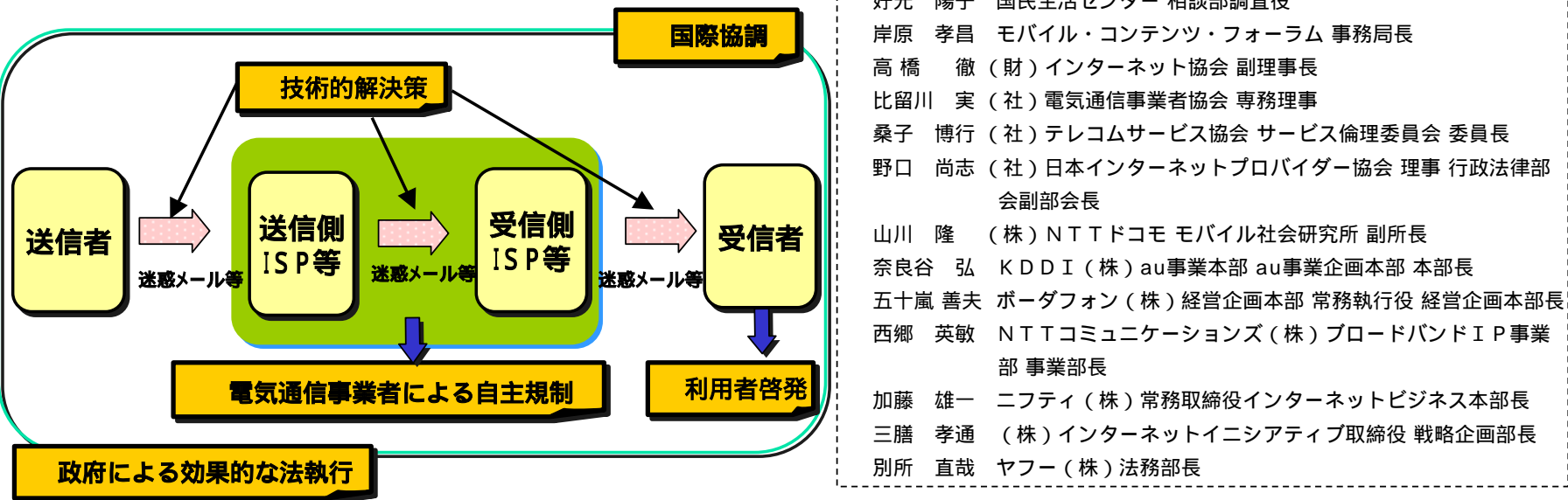
- ・迷惑メール対策の見直しのため、幅広い関係者の参加を得て、10月7日から研究会を開催
- ・平成17年6～7月頃までに、検討結果を取りまとめ、公表予定

検討内容

- (1) 特定電子メール法制定後の迷惑メールの状況の変化
- (2) 諸外国の法制度の整備等の状況
- (3) 法制度の在り方、電気通信事業者の取組の在り方、利用者への周知啓発等の対応方策の検討

構 成 員

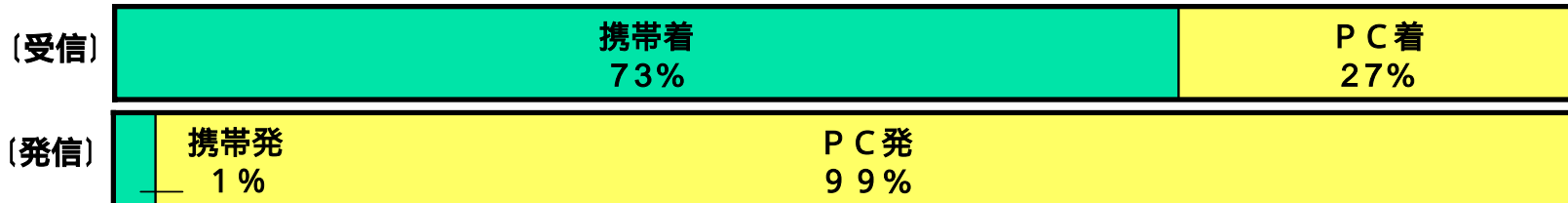
- 新美 育文 明治大学 法学部教授
 松本 恒雄 一橋大学大学院 法学研究科教授
 佐伯 仁志 東京大学大学院 法学政治学研究科教授
 岡村 久道 弁護士
 長田 三紀 東京都地域婦人団体連盟 事務局次長
 好光 陽子 国民生活センター 相談部調査役
 岸原 孝昌 モバイル・コンテンツ・フォーラム 事務局長
 高橋 徹 (財)インターネット協会 副理事長
 比留川 実 (社)電気通信事業者協会 専務理事
 桑子 博行 (社)テレコムサービス協会 サービス倫理委員会 委員長
 野口 尚志 (社)日本インターネットプロバイダー協会 理事 行政法律部
 会副会長
 山川 隆 (株)NTTドコモ モバイル社会研究所 副所長
 奈良谷 弘 KDDI (株) au事業本部 au事業企画本部 本部長
 五十嵐 善夫 ボーダフォン (株) 経営企画本部 常務執行役 経営企画本部長
 西郷 英敏 NTTコミュニケーションズ (株) ブロードバンドIP事業
 部 事業部長
 加藤 雄一 ニフティ (株) 常務取締役インターネットビジネス本部長
 三膳 孝通 (株) インターネットイニシアティブ取締役 戦略企画部長
 別所 直哉 ヤフー (株) 法務部長



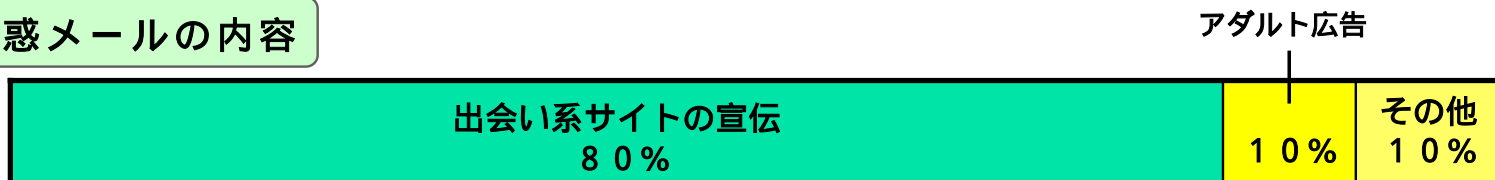
日本における迷惑メールの状況(特徴)

媒体(端末)

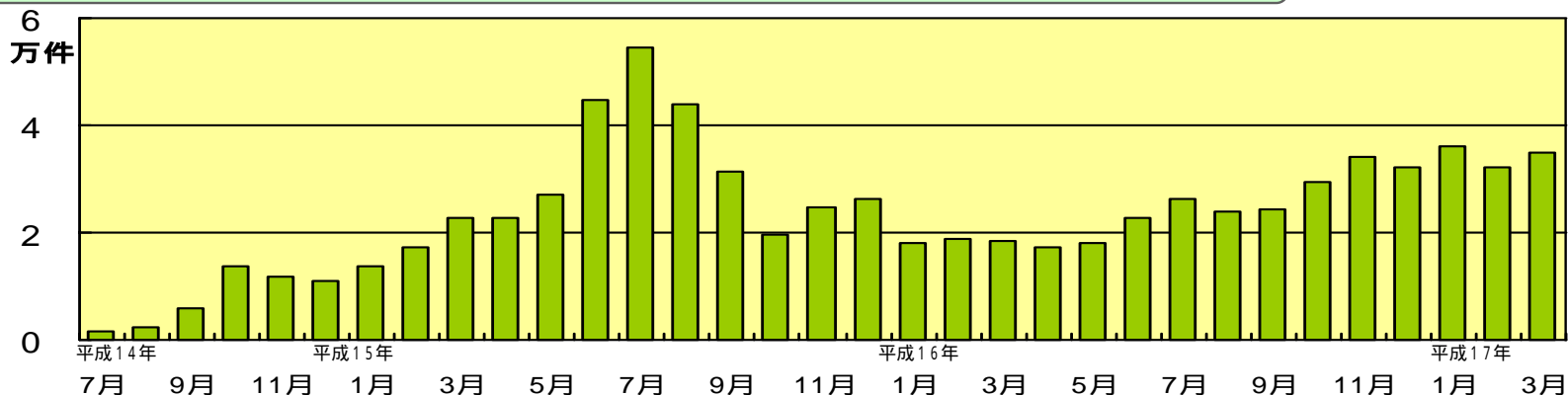
注) は、平成16年度に迷惑メール相談センター((財)日本データ通信協会内)に寄せられた違反情報提供(発信媒体の比率のみモニター機に届いた迷惑メール)を分析したもの(サンプル調査)。



迷惑メールの内容



迷惑メール相談センターに寄せられた迷惑メールに関する申告件数の推移



現行法制度の概要

(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(H14.7.1施行))

表示義務

特定電子メール（受信者の同意を得ずに送信される広告宣伝メール）の送信にあたり、送信者に次の事項の表示を義務づけ（第3条）

- 特定電子メールである旨（「未承諾広告」）
- 送信者の氏名又は名称
- 送信者の住所、電話番号
- 送信に用いた電子メールアドレス
- 受信拒否の通知をすることができる旨及び当該通知を受けるための電子メールアドレス

等

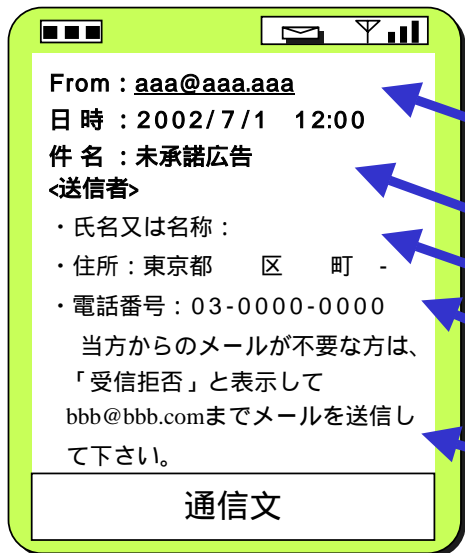
拒否者への再送信禁止

受信拒否の通知をした者に対する特定電子メールの再送信を禁止（第4条）

その他

- 自動生成プログラムを用いて作成した架空電子メールアドレスに宛てて、電子メールを送信することを禁止（第5条）
- 電気通信事業者は、一時に多数の架空電子メールアドレスに宛てた電子メールが送信された場合には、その電気通信役務の提供を拒むことができる（第10条）

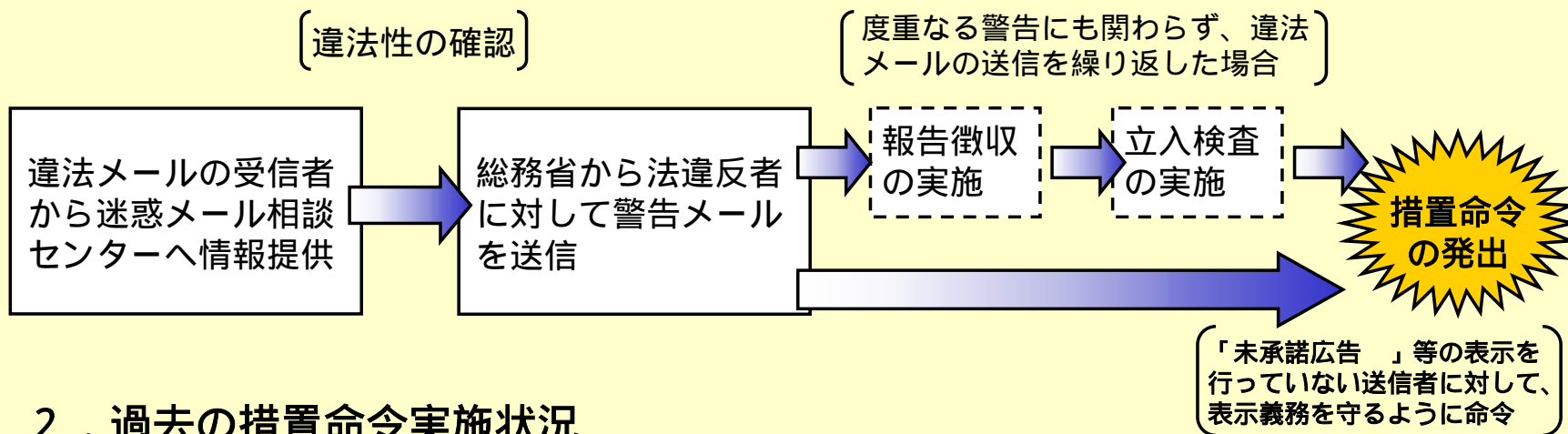
携帯電話の場合の表示（例）



表示事項	表示場所
特定電子メールの送信に使用した電子メールアドレス	送信者電子メールアドレス表示部
未承諾広告	特定電子メールの表題部の最前部
特定電子メールの送信者の氏名又は名称	特定電子メールの通信文より前
特定電子メールの送信者の住所・電話番号	任意の場所
電子メールで受信拒否の通知ができる旨及び当該通知を受けるための電子メールアドレス	特定電子メールの通信文より前

特定電子メール法に基づく「措置命令」について

1. 措置命令に至るプロセス



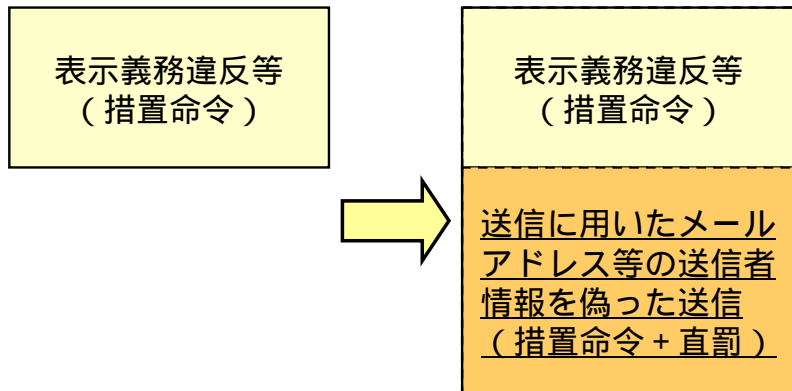
2. 過去の措置命令実施状況

平成14年12月25日	東京都中野区の事業者（表示義務違反）	
平成15年11月11日	東京都中野区の事業者（表示義務違反）	報告徴収を実施
平成16年4月15日	東京都新宿区の事業者（表示義務違反）	報告徴収を実施

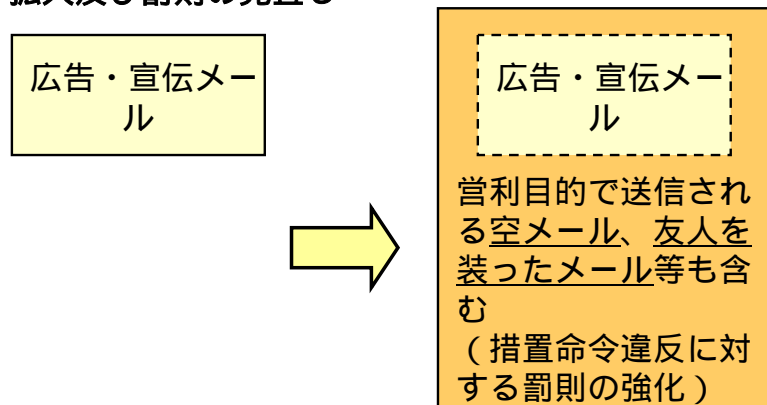
注：各事業者とも、措置命令後に違法メールを送信した事実は確認されていない。（罰金刑の例はなし。）

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案の概要 (平成17年3月11日閣議決定・国会提出)

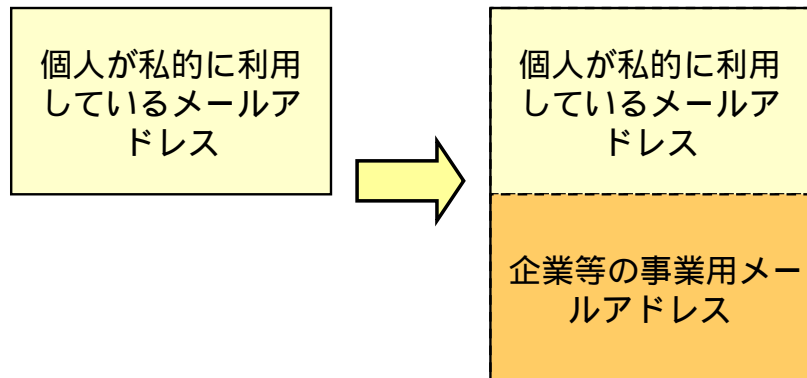
1. 送信者情報を偽った電子メール送信の禁止及び直罰規定の整備



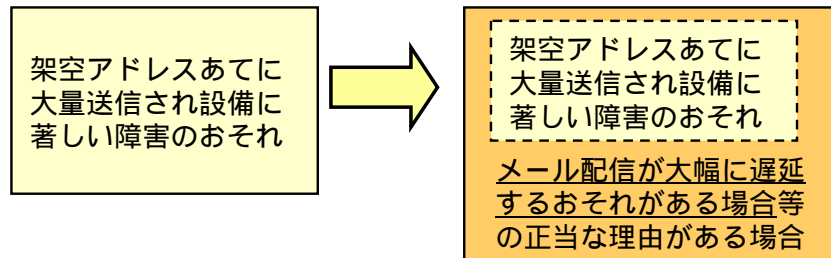
2. 架空アドレスあてのメール送信を禁止する範囲の拡大及び罰則の見直し



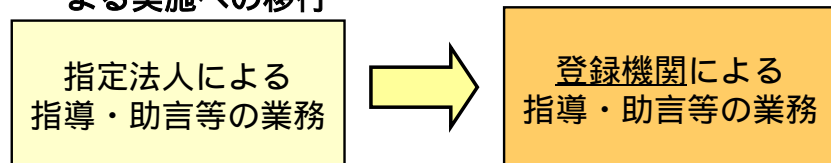
3. 特定電子メールの範囲の拡大



4. 電気通信事業者による役務提供拒否事由の拡大

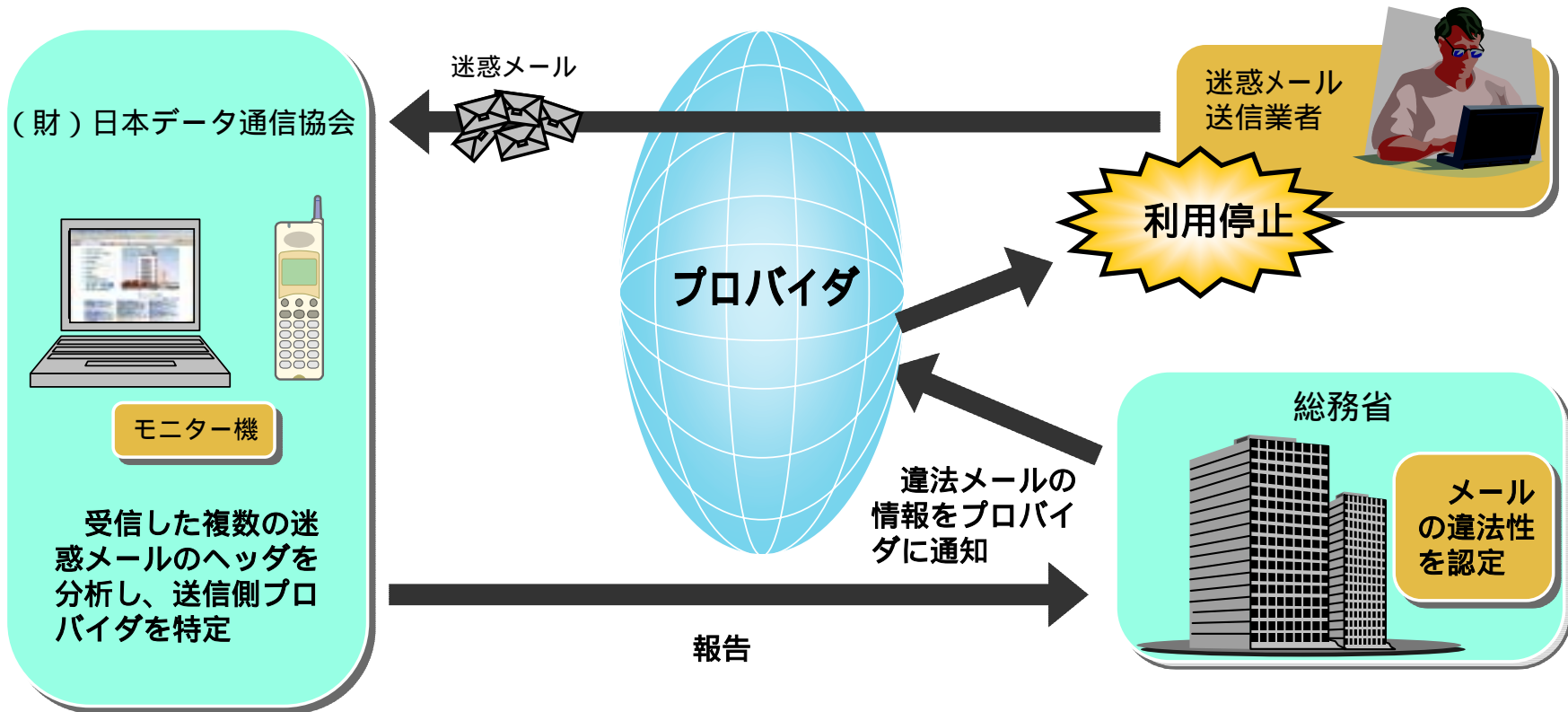


5. 指定法人による指導・助言等の業務の登録機関による実施への移行



迷惑メール追放支援プロジェクト

～プロバイダによる自主的対策をサポート～



国際連携の推進状況（最近の動き）

平成16年12月8日

日仏定期協議

仏のスパムの85%が英語、7%が仏語。
平成16年6月に反スパム規定を含むデジタル経済法が成立。

平成17年2月10日

日伊定期協議

伊では、携帯あてのスパム(ただしSMS)が最近増加。
フィルタリングは通信の秘密との関係で認められてない。

2月24日

「国際的反スパム協力に関する共同声明」

(ASEM第4回電子商取引に関する会合(ロンドン))
欧州25ヶ国、アジア13ヶ国の計38ヶ国が反スパム対策に共同で取り組む
ことに合意。

3月9日

OECDスパムタスクフォース第2回会合

「アンチスパム・ツールキット」関係資料(各国の規制、国際協力に関する
取組、民間事業者の自主規制等)について議論。

4月27日

「スパム対策の協力に関する多国間MOU」締結(公表)

豪・韓MOU(2003年10月)をアジア10か国/地域12機関に拡大して締結。
規制・執行や技術的解決策等に関する情報交換、相互訪問等を盛り込む。

5月3～4日

ASEAN通信規制庁アンチスパムワークショップ

アジア地域における国際連携の重要性を確認。